令和８年（フ）第６２号
青森県五所川原市みどり町一丁目３番地２
市営住宅13―14
債務者　鳴海　龍栄
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
京都市山科区御陵岡ノ西町16番地16
債務者　生澤　淳子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４８６号
京都府木津川市兜台一丁目２番地　高の原駅西団地15―201号
債務者　大塚　博美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６２１号
京都府城陽市平川指月97番地　北尾マンション３―イ号
債務者　渡邉　利治
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７００号
京都市下京区中堂寺北町１番地64
債務者　館岡　由加
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２０号
京都市伏見区深草佐野屋敷町21番地１　１―Ｃ
債務者　大萱　翔太
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７２４号
京都市北区大北山原谷乾町40番地73
債務者　山本ミカこと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＲＡＱＵＥＬ　ＡＲＲＯＧＡＮＴＥ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４６号
京都府宇治市菟道池山41番地の３
債務者　清水　吉是
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８３４号
京都市伏見区醍醐川久保町16番地１　ピアグランディール202号
債務者　吉田　吏恵
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６６１号
広島市東区尾長西１丁目９番28―205号
債務者　高橋健一郎
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１４号
広島市安佐南区古市１丁目14番13―102号
債務者　濱田　博至
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１７号
広島市西区大宮３丁目９番４―206号
債務者　鉄井　靖英
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６８号
広島市佐伯区石内東１丁目２番１号
債務者　菊本　静恵（旧姓福富）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９３号
広島市中区榎町７番21―201号
債務者　藤田　　勉
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１９８号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番31―206号
債務者　田端　千春
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１９９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番31―206号
債務者　田端　友貴
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７２５号
広島市佐伯区石内南４丁目18番２号
債務者　末岡　恵美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部